特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	健康増進事業関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上市町は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

上市町長

公表日

令和4年2月15日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の概要	・本事業は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、がん検診その他各種検診（※）等町民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、減免申請の受理、事業対象であることの確認、受診券の発行、減免決定又は却下、事業の提供、事後指導、結果管理である。 （※がん検診（肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん）、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診） ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者の把握 ②検診結果データの管理
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名（連携）システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（76の項）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] （102の2の項） [別表第二における情報照会の根拠] （102の2の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上市町総務課　情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0353　富山県中新川郡上市町法音寺1番地　電話076-472-1111　FAX076-472-1115

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	

3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	評価実施機関における担当部署（②所属長名）	福祉課長　宮崎純始	福祉課長　高慶孝	事後	人事異動によるもの
平成29年7月3日	Ⅱ－1しきい値対象人数、2取扱い人数（いつ時点の計数か）	平成26年12月1日	平成29年4月1日	事後	定期的な見直しによるもの
平成30年7月2日	Ⅰ－5評価実施機関における担当部署（②所属長の役職）	福祉課長　高慶孝	福祉課長	事後	様式の変更によるもの
平成30年4月2日	Ⅱ－1しきい値対象人数、2取扱い人数（いつ時点の計数か）	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	定期的な見直しによるもの
平成31年1月1日	Ⅳリスク対策	ー	（追加様式）	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ－1しきい値対象人数、2取扱い人数（いつ時点の計数か）	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事前	定期的な見直しによるもの
令和3年3月1日	Ⅱ－1しきい値対象人数、2.取扱者数（いつ時点の計数か）	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	定期的な見直しによるもの
令和3年9月1日	Ⅰ－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携（②法令上の根拠）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	根拠法の改正によるもの
令和3年9月1日	Ⅱ－1しきい値対象人数、2.取扱者数（いつ時点の計数か）	令和3年3月1日	令和3年9月1日	事後	定期的な見直しによるもの
令和4年2月15日	Ⅰ－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務（②事務の概要）	・本事業は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診等、町民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、減免申請の受理、事業対象であることの確認、受診券の発行、減免決定又は却下、事業の提供、事後指導、結果管理である。	・本事業は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、がん検診その他各種検診（※）等町民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、減免申請の受理、事業対象であることの確認、受診券の発行、減免決定又は却下、事業の提供、事後指導、結果管理である。 （※がん検診（肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん）、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診）	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年2月15日	Ⅰ－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携（①実施の有無）	実施しない	実施する	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年2月15日	Ⅰ－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携（②法令上の根拠）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] なし	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] （102の2の項） [別表第二における情報照会の根拠] （102の2の項）	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年2月15日	Ⅱ－1しきい値対象人数、2.取扱者数（いつ時点の計数か）	令和3年9月1日時点	令和4年2月1日時点	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの